

第 1 1 期福井県分別収集促進計画

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

令和 7 年 1 1 月

福 井 県

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本県のごみの排出量は、令和5年度は229,008tであり、全国的にごみの減量化が進む中、県民1人1日当たりのごみ排出量の県平均が全国平均を上回る状況となっている。

また、リサイクル率は、令和5年度は17.3%であり、全国平均を下回る状況となっている。

容器包装廃棄物の処理は、ごみの減量化・リサイクルを推進する上で、重要であることから、平成12年4月から完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、市町と連携を取りながら分別収集体制の整備拡充に積極的に取り組んでいく。

本計画は、法第9条の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施されることを目的として策定するものである。

併せて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集およびリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

2 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

3 対象品目

本計画は、市町が法第10条の規定に基づき分別収集する次の容器包装廃棄物を対象とする。

- (1) 主として鋼製のもの（以下「スチール缶」という。）
- (2) 主としてアルミニウム製のもの（以下「アルミ缶」という。）
- (3) 主としてガラス製の容器であって無色のガラスのもの（以下「無色ガラス」という。）
- (4) 主としてガラス製の容器であって茶色のガラスのもの（以下「茶色ガラス」という。）
- (5) 主としてガラス製の容器であってその他のガラスのもの（以下「その他ガラス」という。）
- (6) 主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料と

- してアルミニウムが利用されているものを除く。以下「紙パック」という。)
- (7) 主としてダンボール製のもの（以下「ダンボール」という。)
- (8) 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（以下「その他紙」という。)
- (9) 主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。)
- (10) 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（以下「その他プラスチック」という。)

また、プラスチック資源循環法に基づき分別収集する製品プラスチックを対象とする。

4 容器包装廃棄物および製品プラスチックについて、各年度における市町村別の排出量の見込および当該排出量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号）

容器包装廃棄物

単位：t

排出量見込み	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	29,276	28,956	28,574	28,229	27,870
対前年比	—	98.9%	98.7%	98.8%	98.7%

製品プラスチック

単位：t

排出量見込み	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	2,201	2,233	2,213	2,196	2,177
対前年比	—	101.5%	99.1%	99.2%	99.1%

※市町ごと数量は、別表1

5 分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号）

無色ガラス

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	1,208.1	1,191.6	1,174.4	1,156.6	1,139.8
（うち指定法人引渡し量）	18.0	17.0	17.0	17.0	17.0
（うち市町独自処理量）	1,190.1	1,174.6	1,157.4	1,139.6	1,122.8
市町数	17	17	17	17	17

* 南越清掃組合構成の3市町含む

茶色ガラス

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	1,093.6	1,077.2	1,061.3	1,045.7	1,030.0
(うち指定法人引渡し量)	76.0	75.0	73.0	72.0	71.0
(うち市町独自処理量)	1,017.6	1,002.2	988.3	973.7	959.0
市町数*	17	17	17	17	17

*南越清掃組合構成の3市町含む

その他ガラス

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	781.9	776.1	766.9	748.8	749.7
(うち指定法人引渡し量)	396.0	395.0	392.0	390.0	387.0
(うち市町独自処理量)	385.9	381.1	374.9	358.8	362.7
市町数*	17	17	17	17	17

*南越清掃組合構成の3市町含む

その他紙

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	545.3	535.1	525.9	514.8	503.6
(うち指定法人引渡し量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(うち市町独自処理量)	545.3	535.1	525.9	514.8	503.6
市町数	11	11	11	11	11

ペットボトル

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	1,254.0	1,243.0	1,225.1	1,212.6	1,198.1
(うち指定法人引渡し量)	203.0	198.0	191.0	186.0	180.0
(うち市町独自処理量)	1,051.0	1,045.0	1,034.1	1,026.6	1,018.1
市町数*	17	17	17	17	17

*南越清掃組合構成の3市町含む

その他プラスチック

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	4,173.6	4,146.4	4,110.9	4,079.6	4,044.3
(うち指定法人引渡し量)	4,020.3	3,993.9	3,959.6	3,929.3	3,895.0
(うち市町独自処理量)	153.3	152.5	151.3	150.3	149.3
市町数*	13	13	13	13	13

*南越清掃組合構成の3市町含む

その他プラスチック（うち白色トレイ）

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	12.3	11.3	11.3	10.3	10.3
（うち指定法人引渡し量）	11.0	10.0	10.0	9.0	9.0
（うち市町独自処理量）	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
市町数	3	3	3	3	3

その他プラスチック（白色トレイを除く）

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	4,161.3	4,135.2	4,099.6	4,069.3	4,034.0
（うち指定法人引渡し量）	4,009.3	3,983.9	3,949.6	3,920.3	3,886.0
（うち市町独自処理量）	152.0	151.3	150.0	149.0	148.0
市町数*	12	12	12	12	12

*南越清掃組合構成の3市町含む

※市町ごと数量は、別表2

6 製品プラスチックについて、各年度における市町別の量の見込及び当該見込量を合算して得られる量

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	197.0	280.0	314.0	313.0	313.0
（うち指定法人引渡し量）	194.0	227.0	261.0	260.0	260.0
（うち市町独自処理量）	3.0	53.0	53.0	53.0	53.0
市町数	5	6	6	6	6

※市町ごと数量は、別表2

7 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町別の量の見込及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号）

スチール缶

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	552.0	544.3	533.3	524.5	515.6
市町数*	17	17	17	17	17

*南越清掃組合構成の3市町含む

アルミ缶

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	625.9	621.0	611.7	603.6	597.5
市町数*	15	15	15	15	15

*南越清掃組合構成の3市町含む

紙パック

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	32.7	32.6	31.6	31.5	31.5
市町数	10	10	10	10	10

段ボール

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	2,266.5	2,233.4	2,196.5	2,161.5	2,127.4
市町数*	17	17	17	17	17

*南越清掃組合構成の3市町含む

※市町ごと数量は、別表3

8 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

（1）容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項について

環境関係イベントや、県のホームページ、広報誌等を活用し、マイボトル運動や、マイバッグ持参運動、ごみ減量化の取組みに関すること、リサイクル認定製品の紹介等、容器包装廃棄物のリサイクルに関する情報提供を行い、知識の普及を図るとともにごみ減量や分別収集等への取組を推進する。

特に排出の抑制については、全県的にマイボトル運動を推し進め、県民や事業者への啓発と促進を行う。あわせて、県民に対し、燃えるごみの約4割を占める紙ごみについて、さらなる分別の徹底と燃えるごみの減量を広く周知する。

（2）市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項について

平成28年度に設置した、県と市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」において県内各市町でごみ減量化と容器包装廃棄物の分別収集が促進されるよう、他市町との比較に加え、分別収集の品目拡大や排出量が少ない他県の自治体で実施している先進事例をもとに、各市町での具体的な施策の立案に助言を行う。

また、市町担当職員を対象に、ごみ減量化先進事例等について学び、ごみ処理有料化等について検討する場を設ける。

9 製品プラスチックの排出の抑制および分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

8 の例により実施する。